

目黒区地球温暖化対策推進
実行計画

めぐろ エコ・プラン

～ 低炭素社会実現に向けた目黒区率先行動計画 ～

平成21年4月

目黒区

< 目 次 >

第 1 章	実行計画策定の背景	1
1	はじめに	1
2	地球温暖化の現状	1
	(1) 地球温暖化問題とは	1
	(2) 世界の取組み	2
3	我が国の温室効果ガス排出状況	2
4	国、東京都等の取組み	2
	(1) 国の取組み	2
	(2) 東京都の取組み	3
	(3) 特別区の取組み	3
第 2 章	目黒区のこれまでの取組み	4
第 3 章	地球温暖化問題への国、東京都の新たな動き	6
1	国の動き	6
2	東京都の動き	6
第 4 章	実行計画の基本的枠組み	8
1	計画の基本的考え方	8
2	計画の進行管理	8
3	計画の位置づけ	8
4	計画の期間	9
5	計画の対象範囲	10
第 5 章	実行計画の目標及び取組み内容等	11
1	温室効果ガスの削減目標	11
2	取組み内容	11
3	管理対象	12
4	エネルギー等の使用量の把握	12
5	職員に対する研修等	13
6	公表	13
第 6 章	実行計画の推進体制	14
1	推進組織	14
2	評価組織	15
資料 1	区施設における温室効果ガス排出量等の推移	16
資料 2	「地球温暖化対策の推進に関する法律」抜粋	17

第 1 章 実行計画策定の背景

1 はじめに

目黒区は、環境基本計画において「地域と地球の環境を守りはぐくむまち」を目指すべき環境像として定めている。そして、平成 19 年に改定した環境基本計画において、重点プロジェクトのテーマのひとつに「地球温暖化対策の推進」を新たに加え、地域における温室効果ガスの削減に取り組むこととした。

これを踏まえ、地域特性に応じた地球温暖化対策を具体化するため、広範な区民、事業者、区等で構成される「目黒区地球温暖化対策地域協議会」における検討を経て、平成 20 年に「目黒区地球温暖化対策地域推進計画」を策定した。

この計画では、家庭、事業所、自動車の 3 部門を重点的に取り組む部門とし、各部門の二酸化炭素（ CO_2 ）の排出量を、平成 16 年度を基準とし計画の最終年度である平成 24 年度において 5 パーセント以上削減するという目標を定めた。

区は、暮らしに最も身近な基礎自治体として、また、区内における大規模事業所の一つとして、具体的な行動を区民や事業者に示し、その率先垂範を通して、低炭素社会・循環型社会実現の牽引役とならなければならない。

2 地球温暖化の現状

(1) 地球温暖化問題とは

地球の平均気温は、この 100 年の間に 0.74℃、日本では約 1℃（都市部ではその約 2 倍）上昇した。

地球温暖化とは、人類の日常生活や事業活動に伴って発生する温室効果ガス（ CO_2 など）の大気中濃度が増加することによって、地球全体の温度が上昇するもので、温暖化が進むと、海面上昇や生態系の崩壊、異常気象など生活環境にさまざまな影響を及ぼすといわれている。平成 19 年（2007 年）に公表された IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の第 4 次評価報告書で、地球温暖化が確実に進行していること、また、地球

上の温室効果ガスが昭和45年(1970年)から平成16年(2004年)までの間に70%増加していることが明らかにされた。

(2) 世界の取組み

地球温暖化問題に対応するため、平成4年(1992年)に採択された「気候変動に関する国際連合枠組み条約」に基づき、平成9年(1997年)に京都で第3回締約国会議が開かれた。

そのとき採択された「京都議定書」で先進国の温室効果ガス削減目標が定められ、平成2年(1990年)を基準年として、目標期間の平成20年度(2008年度)から24年度(2012年度)までの5年間に先進国全体で5パーセント、日本は6パーセントの削減が義務付けられた。(なお、平成21年度(2009年度)の第15回締約国会議では、平成25年度(2013年度)以降の気候変動対策の国際的枠組みを決めることになっている。)

3 我が国の温室効果ガス排出状況

我が国における温室効果ガス排出量は、京都議定書に定められた基準年以降も増加し続け、平成19年度(2007年度)速報値においても、前年度比2.3パーセントの増、基準年比で8.7パーセントの増となり、このままで推移すると、京都議定書の目標を達成することは非常に困難な状況となっている。

目黒区全域では、温室効果ガスの排出量が、基準年から平成17年度(2005年度)までに11.6パーセント増加(速報値)し、国はもとより、23区全体の増加率(9.8パーセント)も上回る状況となっている。

4 国、東京都等の取組み

(1) 国の取組み

国は、平成14年に「地球温暖化対策推進大綱」を決定し、京都議定書

の目標達成計画を策定することとした。そして、平成10年に「地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）」を制定し、国、地方公共団体、事業者及び国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むこととした。

（2）東京都の取組み

東京都は、平成19年に「カーボンマイナス東京10年プロジェクト」を策定し、世界で最も環境負荷の少ない先進的な環境都市の実現を目指す取組みを進めることとした。この中で、平成32年度に、平成12年度比で東京全体のCO₂を25%削減するという目標を定めた。

（3）特別区の取組み

一方、都内の全62区市町村も、平成19年に共同事業として「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」を策定し、今後、区市町村が連携して温室効果ガスの削減に取り組むこととした。

第2章 目黒区のこれまでの取組み

- ・平成9年6月 「目黒区環境保全行動指針」策定
地域の良好な環境を保全・創造するとともに、地球環境問題に対応するため、区民、事業者、区のそれぞれが役割分担し主体的に行動していくための指針

- ・平成10年5月 「エコ・アクションプログラムめぐろ」策定
区が、事業者、消費者としての立場から率先して環境負荷の低減に取り組むとともに、区民や事業者による環境保全のために自主的な行動を促進するための計画

- ・平成12年9月 「目黒区環境基本方針」策定
総合的・計画的な環境行政推進のための基本方針

- 10月 「目黒区基本構想」、「目黒区基本計画」策定

- 12月 「目黒区環境基本条例」制定
環境と共生することのできる地域社会実現のため、区、区民、事業者の責務及び協働について規定

- ・平成13年3月 「新エコ・アクションプログラムめぐろ」
地球温暖化対策推進法に基づく行動計画

- 8月 「ISO14001」認証取得
国際規格に基づく環境マネジメントシステム

- ・平成14年7月 「目黒区環境基本計画」策定
環境基本条例に基づく区の環境に関する長期的目標とその実現に向けた施策の基本方針等を定めた計画

- ・平成18年3月 「新エコ・アクションプログラムめぐろ」策定
「新エコ・アクションプログラムめぐろ」(5年計画)を改定

・平成 19 年 7 月 「目黒区環境基本計画」改定

・平成 20 年 3 月 「目黒区地球温暖化対策地域推進計画」策定
地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス排出抑制
のための地域推進計画

第3章 地球温暖化問題への国、東京都の新たな動き

1 国の動き

国は、平成20年に、「低炭素社会づくり行動計画」を策定し、低炭素型の地域づくりに向けた取組みの必要性を改めて示した。そして同年、温室効果ガス削減の取組みを一層強化するため、「エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)」及び「地球温暖化対策の推進に関する法律(地球温暖化対策推進法)」を改正した。

改正の理由は、近年のエネルギー消費動向から、これまで重点的に省エネルギーを進めてきた産業部門だけでなく、自治体を含めた民生部門におけるエネルギーの合理化対策の着実な取組みを求めるためである。

(1) 「省エネ法」の主な改正点(平成21年4月から順次施行)

一定以上の電気・ガス・化石燃料(以下、「エネルギー」という。)を使用する事業者を「特定事業者」とし、エネルギー管理を義務化

- ・エネルギー管理者の選任義務化
- ・中長期計画の提出義務化
- ・エネルギー使用状況等の定期報告等

(「特定事業者」とは、年間のエネルギー使用量が1,500kℓ(原油換算値)/年以上の事業者)

(参考)目黒区のエネルギー使用量

総合庁舎の19年度値 1,472kℓ/年

(2) 「地球温暖化対策推進法」の主な改正点(平成20年6月から順次施行)

事業者単位、フランチャイズ単位での温室効果ガス排出量の算定・報告制度を導入

2 東京都の動き

東京都は、平成20年「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(環境確保条例)」を改正した。改正の理由は、現在及び将来の都民の健康で安全かつ快適な生活環境に支障を及ぼす問題である気候変動の危機を回避し、東京を低炭素型都市へ移行させるためである。

「環境確保条例」の主な改正点（平成21年4月から順次施行）

- ・同一法人が管理等を行う複数の事業所を合算したエネルギー使用量が一定以上の法人を「地球温暖化対策事業者」とし、地球温暖化対策報告書の提出と内容の公表を義務化
- ・対象事業所に対し、必要に応じて指導・助言（従わない場合は、勧告・公表）

第4章 実行計画の基本的枠組み

1 計画の基本的考え方

区は、これまで、ISO14001と新エコ・アクションプログラム の取組みによって、環境負荷の低減、温室効果ガスの削減に一定の成果を挙げてきた。

しかし、温室効果ガスの削減に関して、区を取り巻く状況がより厳しいものとなってきており、今後は、ISO14001と新エコ・アクションプログラム を発展的に解消し、より主体的で実効性の伴った新たな取組みを、本実行計画に基づいて、進めていかなければならない。

同時に、区は、事業所のひとつとして、このたびの法律及び都条例の改正に対して適切な対応を講じることが求められる。

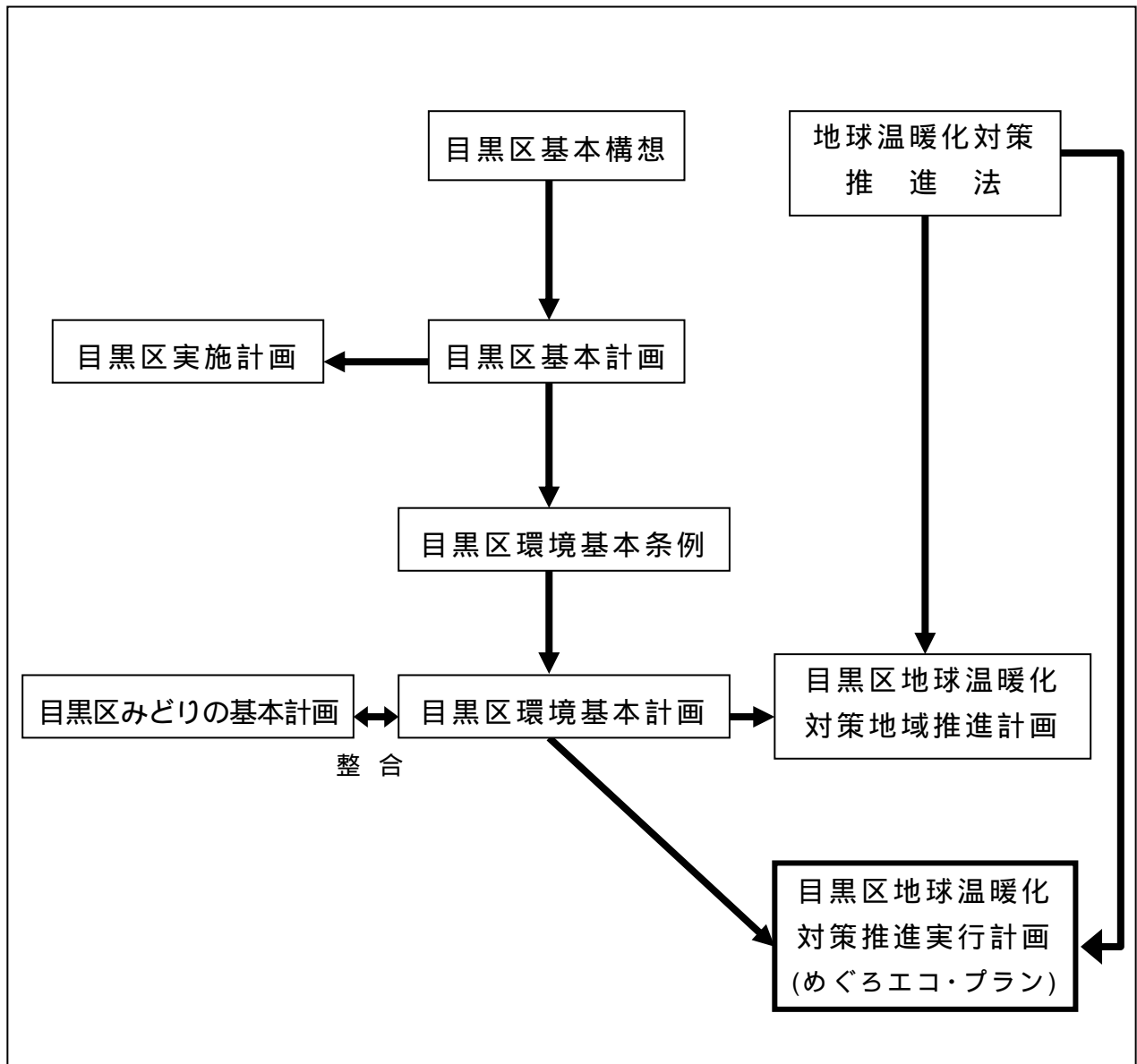
このため、区の全ての施設を対象とし、低炭素社会実現に向けた総合的な温室効果ガス削減の仕組みを構築するとともに、循環型社会の実現のために、ごみの減量等環境負荷の低減に資する取組みを推進することとする。

2 計画の進行管理

計画は、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（見直し）のPDCAサイクルによるマネジメントシステムを活用し、組織的な進行管理と継続的改善を行うこととする。

3 計画の位置付け

本計画は「地球温暖化対策推進法」第20条の3第1項に規定する「地方公共団体実行計画」であり、低炭素社会実現に向けた目黒区の率先行動計画と位置付ける。（略称を「めぐるエコ・プラン」とする。）



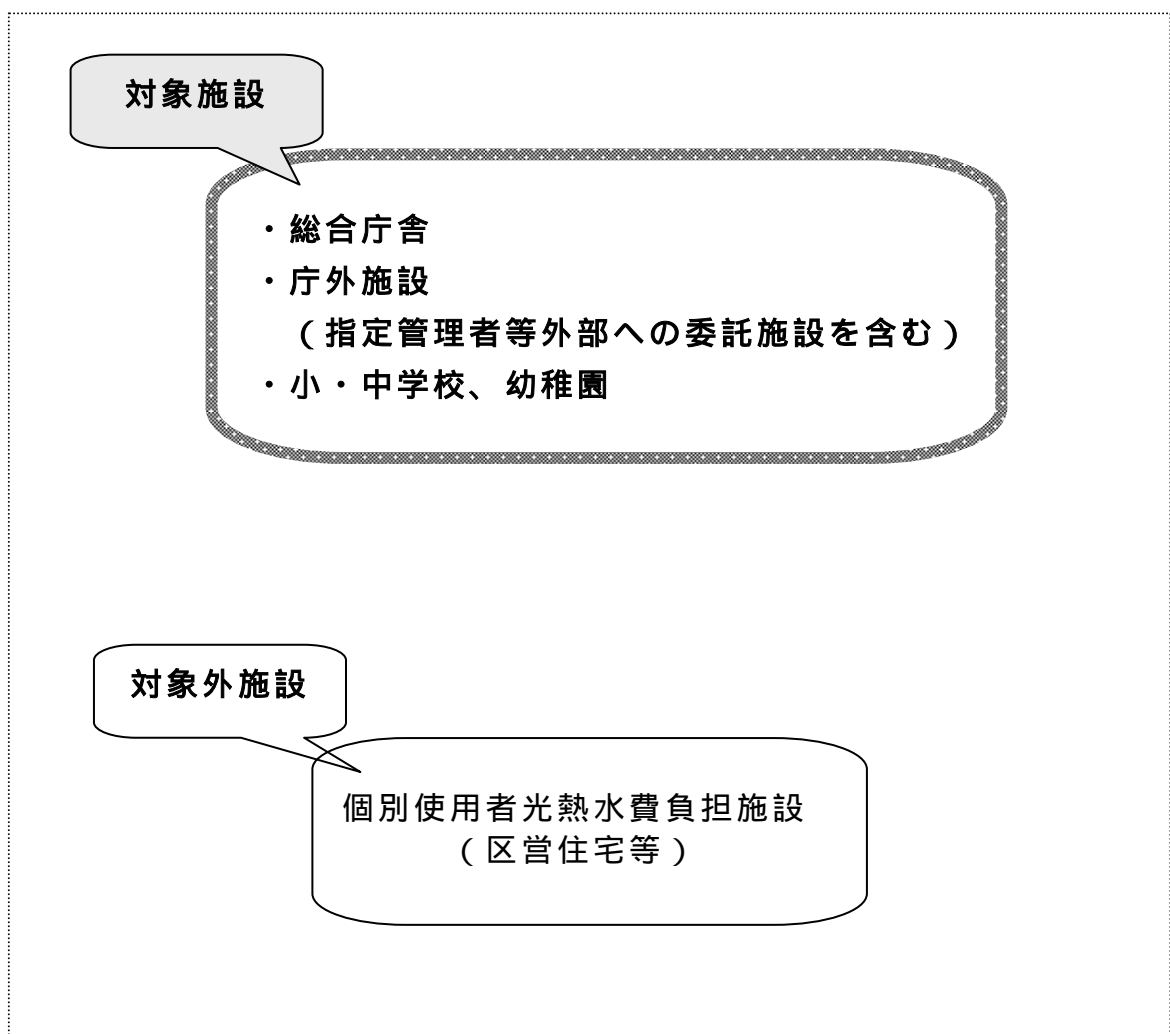
4 計画の期間

実行計画の期間は、平成21年度から25年度までの5年間とする。ただし、計画の進捗状況や社会情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行うものとする。

5 計画の対象範囲

総合庁舎、庁外施設等を含めたすべての区の施設（公益法人や民間企業などの外部への委託施設も含む。）とする。

ただし、区営住宅など個別の利用者が光熱水費を負担している施設は除く。



第5章 実行計画の目標及び取組み内容等

1 温室効果ガスの削減目標

区の事業活動に伴い排出される温室効果ガスの排出量を、平成17年度を基準として、目標年度の平成25年度において6%以上削減する。

なお、削減目標については、計画期間内であっても、国や東京都の計画等の動向を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

「地球温暖化対策推進法」第2条第3項に掲げる6種類の温室効果ガス*のうち、総排出量の95%以上（区の事業活動においては98%）を占めるCO₂を実行計画の主たる管理対象とする。（なお、東京都の改正環境確保条例においては、CO₂を削減義務対象ガスとしているが、その他の温室効果ガスについても、排出量の報告を求めている。）

* 温室効果ガス

- ・ 二酸化炭素 (CO₂)・メタン (CH₄)・一酸化二窒素 (N₂O)
- ・ 代替フロン等 (HFC、PFC、SF₆)

なお、ごみの排出量の削減等については、目標は定めず、前年度と比較して改善に努めることとする。

2 取組み内容

- (1) 大規模施設（総合庁舎、区民センター、区民キャンパス等）における省エネルギー活動の推進
- (2) 小規模施設における事業特性を活かした省エネルギー活動の推進
- (3) 日常業務でのエコオフィス活動の推進
- (4) 省エネルギー・新エネルギー機器の段階的導入

(5) 新築・改築・改修時における省エネルギー・新エネルギー設備（太陽光発電等）の導入

(6) 低燃費車の導入

(7) 温室効果ガス吸収作用の保全・創出

取組みの具体的な内容（環境活動として区が取り組む項目等）は、別に定める『実施手順書』による。なお、『実施手順書』は、取組み状況や評価を踏まえ、原則として、毎年度見直すこととする。

3 管理対象

(1) CO₂ 排出量等算定項目

エネルギー使用量・・・重点管理対象

電気、ガス、化石燃料*

* 化石燃料：ガソリン・灯油・軽油・重油・LPG（プロパンガス）

水道使用量・・・重点管理対象

緑化の量（緑被面積）

(2) CO₂ 排出量等算定外項目

ごみ排出量

紙使用量

グリーン購入（品目・量）

省エネルギー機器の導入量

4 エネルギー等の使用量の把握

事務局は対象施設の年間のエネルギー使用量等の状況を取りまとめ、地球温暖化対策推進会議（第6章に記載）に報告する。

エネルギーの使用量等は各施設の管理責任者（例・総合庁舎：総務課長）が毎月の使用量等を事務局に報告する。

5 職員に対する研修等

地球温暖化対策の取組みへの理解を深めるとともに、省エネルギー活動等の実行を促すため、職層毎の研修・啓発を実施する。（委託業者・指定管理者を含む。）

また、イントラネットや職員広報等を活用し、取組状況を職員に周知する。

6 公表

計画の運用状況に対する評価の結果を毎年度、区民に公表する。

第6章 実行計画の推進体制

1 推進組織

区の温室効果ガス削減対策を総合的かつ計画的に推進するため、政策決定会議の下部機関として目黒区地球温暖化対策推進会議を設置する。（設置は別に定める要綱による。）

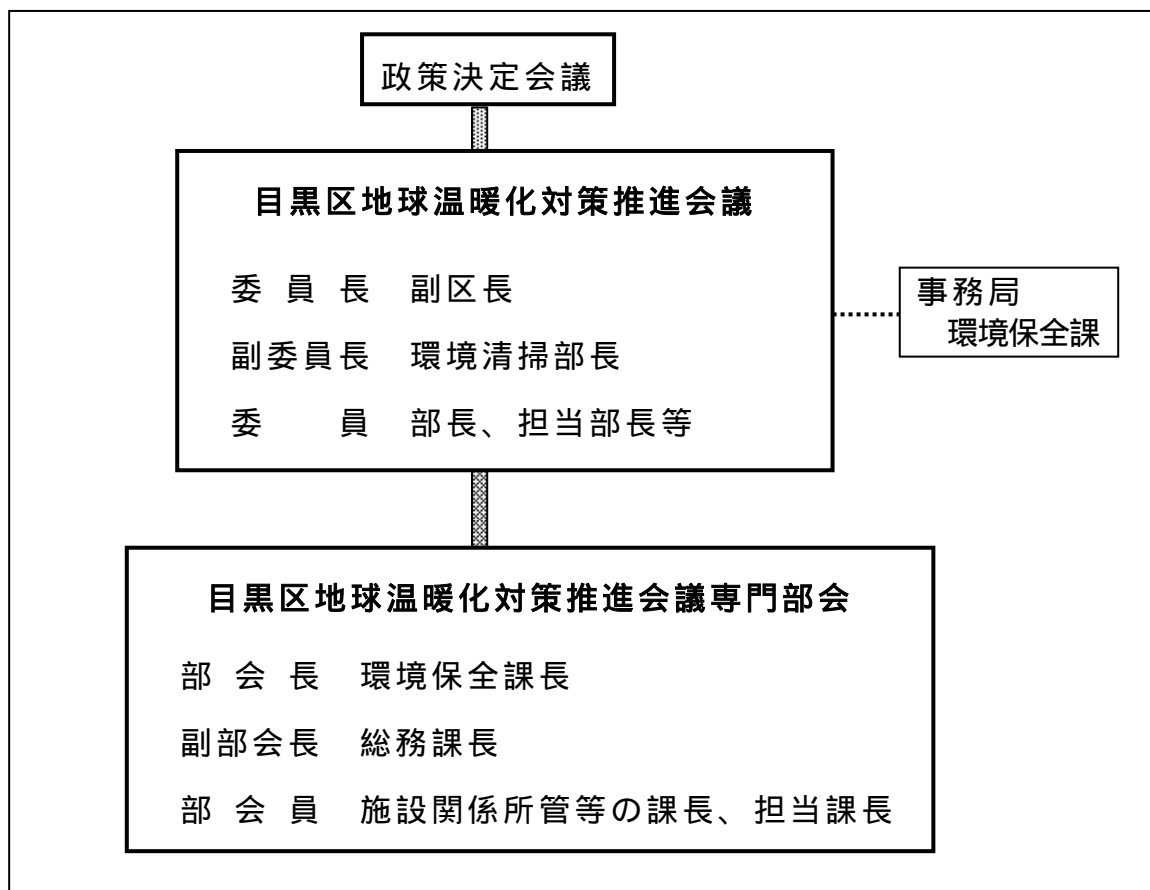
委員長：副区長

構成員：部長（担当部長を含む）

推進会議の下部組織として専門部会を設置する。

部会長：環境保全課長

構成員：施設関係所管等の課長（担当課長を含む）



2 評価組織

区民と学識経験者で構成される第三者評価委員会を設置し、実行計画の運用状況を評価する。(設置は別に定める要綱による。)

資料 1

区施設における温室効果ガス排出量等の推移（新エコ・アクションプログラム）

1 温室効果ガス排出量等の推移

（単位：t-CO₂）

年度 項目	17年度 (基準年)	18年度	19年度	25年度 (目標年度)
電 気	13,880	13,407	14,217	13,047
ガ ス	6,727	6,284	6,178	6,323
水 道	543	550	483	510
化石燃料 ^{*1}	394	414	444	370
その他の温室 効果ガス ^{*2}	22	23	22	21
合 計	21,566	20,678	21,344	20,271

* 1 化石燃料：ガソリン・灯油・軽油・重油・LPG

* 2 その他の温室効果ガス：メタン

2 環境配慮活動の推移

年度 項目	17年度	18年度	19年度
用紙購入量 (A4換算)(万枚)	2,147	2,155	2,157
印刷物 (A4換算)(万枚)	5,555	5,747	5,981
廃棄物(kg)	51,794	52,462	46,255

資料 2

「地球温暖化対策の推進に関する法律」抜粋

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するものとする。

- 2 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体実行計画等)

第20条の3 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(以下「地方公共団体実行計画」という。)を策定するものとする。

- 2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 地方公共団体実行計画の目標
- (3) 実施しようとする措置の内容
- (4) (略)

- 8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 10 都道府県及び市町村は、毎年1回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況(温室効果ガス総排出量を含む。)を公表しなければならない。

目黒区地球温暖化対策推進実行計画

環境清掃部環境保全課

内線 3 3 2 5 ・ 直通 (5 7 2 2) 9 3 5 4